| 特別 | の | 事 | 愭 | に | 関 | す | る | 届 | # |
|----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | |

年 月 日

熊本市長 様

住所 氏名

国民健康保険法施行令第28条の6に定める特別の事情により国民健康保険料を納付することができないので、次のとおり届け出ます。

| 世帯主 | 氏 | 氏 | | | 名 | | | | | |
|-------|----|----|--------|-----|--------|-------|---|---|--------|--|
| | 住 | 住 | | | 所 | | | | | |
| | 個 | / | (| 番 | 号 | | | | | |
| 資格確認書 | 記 | Ę | 큵 | 番 | 号 | | | | | |
| 認書 | 交 | 付 | 年 | . 月 | 日 | | 年 | 月 | 日 | |
| 滞保 | 納険 | し税 | て (| い料 | る) | 金額納期限 | 年 | 月 | 円 日 | |

| (国民健康保険料を納付す | ることができない具体的理由) | |
|--------------|----------------|--|
| | | |

(備考)

特別の事情があることを明らかにする書類があるときは、添付してください。

(参考)

国民健康保険法施行令第28条の6 抜粋

国民健康保険法第54条の3第 | 項に規定する政令で定める特別の事情は、次に掲げる事由により保険料(地方税法の規定による国民健康保険税を含む。次条において同じ。)を納付することができないと認められる事情とする。

- ① 世帯主又は組合員がその財産につき災害を受け、又は盗難にかかったこと。
- ② 世帯主若しくは組合員又はこれらの者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと。
- ③ 世帯主又は組合員がその事業を廃止し、又は休止したこと。
- ④ 世帯主又は組合員がその事業につき著しい損失を受けたこと。
- ⑤ 前各号に類する事由があったこと。